
ソフト会計情報の監査

甲南大学経営学部 教授 池田 公司

1 はじめに

2003年1月、AICPAはSAS第101号「公正価値測定および開示の監査」(AICPA 2003)を公表した。SAS第101号は、2003年6月15日以降に始まる会計年度の財務諸表監査から適用され、早期に適用することも認められている。また、2002年12月、AICPAはSAS第101号の公表に先立ち、SAS第101号の「ツールキット」(AICPA 2002)を公表している。これは、SAS第101号を、FASB基準書第141/142号(2001年6月)および第144号(2001年8月)の下で運用する際の留意事項を取りまとめるとともに、種々の監査上のツールを添付したものである。

SAS第101号とその「ツールキット」は、それらのタイトルに示されるように、公正価値の測定と開示に対する監査アプローチを扱ったものであるが、その内容には従来と異なった特徴が現れている。その要点を摘記すると、以下ようになる。

- ① 公正価値の監査問題は、もともとSAS第57号「会計上の見積もりの監査」(1988年4月)およびSAS第57号「解釈指針」(1993年2月)に端を発しており、1990年代を通じて、デリバティブ(金融財)を中心として議論されてきた経緯がある。そして、デリバティブの監査は、SAS第92号「金融商品、ヘッジ活動および有価証券取引の監査」(2000年9月)およびSAS第92号「監査ガイド」(2001年3月)によって、一応の結論が示されている。とりわけ、SAS第92号「監査ガイド」は、デリバティブ監査のバイブル的存在といえることができる(池田 2002)。
- ② これに対して、SAS第92号以降に公表されたSAS第101号とその「ツールキット」は、金融財というコンテキストに限定することなく、無形財やその他の対象をも含めた形で公正価値の監査を検討している。SAS第101号とその「ツールキット」は、無形財の監査に特化したものではないものの、この新しい問題に対する論者の関心の高さが現れている。例えば、「ツールキット」の付録では公正価値を見積もるための評価方法が検討されているが(AICPA 2002, 28-37)、ここではコスト、マーケットおよびインカムアプローチの三つが挙げられている。これらの評価方法は、いわゆるブランド評価(古賀2002a, 2002b)のコンテキストで最近注目されているものであり、金融工学にプロパーのものではない。
- ③ 上記①および②より、世紀の変わり目の頃から、AICPAにおいても公正価値の監査問題が拡張された形で議論されるようになってきている。すなわち、無形財の監査が新たなテーマとして認識されるようになってきている。この経緯をFASB会計基準およびAICPA監査基準に照応させて示したものが「表1」である。

表1 公正価値に関する会計および監査基準の発展プロセス

| 発行年月 | FASB 会計基準 | AICPA 監査基準 | 重要な監査問題 |
|----------|-------------------|-------------------|---|
| 1988年 4月 | | SAS 第57号 | 金融財の監査 ▶デリバティブの公正価値の検証可能性が主要な監査テーマ。SAS 第92号の「監査ガイド」で一応の結論が示される。 |
| 1990年 3月 | FASB 基準書第105号 | | |
| 1991年12月 | FASB 基準書第107号 | | |
| 1993年 2月 | | SAS 第57号「解釈指針」 | |
| 1993年 5月 | FASB 基準書第114号 | | |
| 1993年 5月 | FASB 基準書第115号 | | |
| 1994年10月 | FASB 基準書第119号 | | |
| 1996年 6月 | FASB 基準書第125号 | | |
| 1997年 6月 | FASB 基準書第130号 | | |
| 1998年 6月 | FASB 基準書第133号 | | |
| 同年 | 133号「トレーニングマニュアル」 | 「ソフト会計情報の監査」 | |
| 2000年 6月 | FASB 基準書第138号 | | |
| 2000年 9月 | | SAS 第92号 | |
| 2001年 3月 | | SAS 第92号「監査ガイド」 | |
| 2001年 6月 | FASB 基準書第141号 | | |
| 2001年 6月 | FASB 基準書第142号 | | |
| 2001年 8月 | FASB 基準書第144号 | | |
| 2001年12月 | | SAS 第95号 | |
| 2002年12月 | | SAS 第101号「ツールキット」 | |
| 2003年 1月 | | SAS 第101号 | |

加えて、「表1」には示されていないが、2002年から AICPA は CPA を対象にして企業評価能力の認定試験制度(Accredited in Business Valuation; ABV)を開始しており、「図1」に示すようなロゴマークが作成されている。SysTrust/WebTrust 業務等の新しい保証業務の製品化とともに、AICPA における新しい展開とすることができる。近年のブランド評価や企業評価の問題に対処すべき現実的な必要性が背景にあると付度される。

図1 AICPA による企業評価能力の認定試験制度(ABV)



(出所) Downloaded from <http://www.aicpa.org> on February 25, 2003.

他方、監査プロフェッションとは異なった立場から、企業評価の問題に接近を試みている職業専門団体がある。米国の評価研究財団(Appraisal Foundation)がそれである。同財団は、「職業評価実務統

一基準」(Uniform Standards of Professional Appraisal Practice; USPAP)を策定・公表しており、基準第9号および第10号で企業評価(business appraisal)を取り扱っている。上で述べたAICPAのABVの出題範囲にも、このUSPAPの第9号および第10号が含まれている。2003年2月19日に、ASB(Appraisal Standards Board)は、「基準第9号および第10号の包括的な見直しに関するコンセプトペーパー」をリリースし、「基準第9号および第10号は、『企業評価』ではなく『無形資産評価』に変更すべきであろうか」という問題提起を行っている。これらの基準はAICPAのABVにおいてもレフェレンスされているので、このような変更が実施に移されれば会計的に重要なインプリケーションを有することになるであろう。いずれにせよ、米国では評価のプロフェッショナルリズムが確立されつつあり、AICPAの関連文献においては「評価の専門家」(valuation specialist)と称されている。

以上に述べたように、公正価値を巡る議論は米国を中心として急速な展開を見せ始めている。そこで、本稿では、次のような点に留意しつつ公正価値の監査問題を検討したい。

- ① 金融財と無形財では属性が異なっており、両者を混同して論ずることは適切ではない。しかしながら、会計測定というレベルで捉えると、両者にはある種の類似性が認められる。例えば、何れにおいても、公正価値の決定に際して、活発な取引が行われている市場相場を利用できない場合には、種々の仮定やモデリングを用いて見積計算を行う点や、必要に応じてSAS第73号の定める専門家(specialist)——とりわけ、評価の専門家——を用いる点等が共通している。
- ② AICPAが1998年に「ソフト会計情報」(soft accounting information)という概念を提唱している。これは、経営者の所期の行動、将来事象または経営者の判断に基づく高度に主観的な会計情報を意味しており(AICPA 1998, 3)、上記①で述べた金融財や無形財の公正価値に当てはまる。物的有形財中心の伝統的会計では、取得原価ベースで認識・測定を行い、しかも測定方法が一定範囲に限定⁽¹⁾されているために、相対的に客観性・確実性の高い測定数値(ハードな情報)を得ることができる。これに対して、SAS第92号やSAS第101号の対象としている公正価値は、主観性を伴う見積計算によって得られるものであり、しかも測定方法の選択範囲に制度上の制約がなく報告企業が任意に開発・適用することが認められている。このため、「表2」に示したように、伝統的な会計情報とは区別してソフト会計情報という概念で分類される。

表2 金融財および無形財に関する公正価値測定の特徴

| 財貨のタイプ | (物的)有形財 | 金融財 | 無形財 |
|--------|---|--|-----|
| 測定の性格 | <ul style="list-style-type: none"> ・過去の取引に基づく歴史的原価の測定 ・制度的に承認された測定方法の適用(フォーミュラアプローチ) ・伝統的な会計計算(四則演算のみ) | <ul style="list-style-type: none"> ・経営者の期待や将来事象に係る主観的な仮定に基づく公正価値の測定 ・任意のモデリングによる見積計算を含む(例えば、金融財の評価に適用されるブラックショールズモデルや、無形材の評価に適用される割引現在価値計算等) ・金融工学等の適用(SAS第73号の定める評価の「専門家」が利用される) | |
| 情報の性格 | ハードな情報 | ソフトな情報(ソフト会計情報) | |

(1) このような伝統的会計の測定方法は「フォーミュラアプローチ」と呼ばれる(武田 2002b, 92-93)。

② ソフト会計情報の概念

AICPA が1998年に公表した「会計上の見積もりおよびその他のソフト会計情報の監査」(AICPA 1998)は、1988年に公表された SAS 第57号「会計上の見積もりの監査」(AICPA 1988)の具体的な適用方法をケーススタディの形に纏めたものである。AICPA (1998)は、FASB 金融商品プロジェクトが認識・測定レベルで公正価値評価を導入した基準書第115号を例に挙げつつ、「ソフト会計情報」という概念の意義と必要性を次のように強調している。

「益々多くの会計基準が、主観的判断に多分に基づく測定・開示規定を取り上げるようになっていく。例えば、FASB 財務会計基準書第115号『負債および持分証券投資の会計』の下では、負債証券投資の測定・報告は、経営者が負債証券を満期まで保有するか否かに基づいている。実務上、このような『ソフト会計情報』が監査人に問題を投げかけている。」(AICPA 1998, 1)

AICPA (1998)は、ソフト会計情報の監査に伴う問題点を次のように整理している(AICPA 1998, 1)。

- ① 経営者の意図や将来事象を裏付けるために入手可能な証拠は、既に発生した取引を裏付けるために入手可能な証拠と質的に異なっていること——例えば、ある投資の実在性を裏付けるために入手可能な証拠は、相対的に具体的で説得力がある。監査人は実査を行ったり、第三者に確認をとることができる。これに対して、経営者がその投資を満期まで保有することを裏付けるために入手可能な証拠は、主観的で説得力が乏しい。
- ② 財務諸表に計上される金額の測定値が不正確(imprecise)であること——例えば、FASB 基準書第115号は、投資を公正価値で評価することを要求している。公開市場で取り引きされていないユニークな投資の公正価値は、相場がないのになどのように測定するのであろうか。
- ③ 基礎的諸仮定の合理性を評価するには、特殊な専門知識が必要であること——例えば、閉鎖会社(privately held company)への投資の公正価値を見積もるには、監査人が知らないような企業評価手法(business valuation technique)について詳細な知識が要求される。

1 見積もりのキーファクター

既に述べたように、AICPA (1998)は SAS 第57号の適用要件を具体的に示すことに狙いがある。そこで、AICPA (1998)は次のような簡単な例を挙げて、見積もりに関する三つのキーファクターを説明している。

「グリル社(Grill Company)は、ガスグリルを製造している。同社はガスグリルの加熱部品に関する保証を行っているが、点火スイッチは保証外としている。年度を通じて、グリル社は新ブランドである GrillMate 2000を開発・販売した。新製品の出荷直後、販売店から点火スイッチの不具合についてクレームが寄せられた。グリル社の経営者は次のような対応を決めた。つまり、顧客ロイヤルティを引き留めてマーケットシェアを上げるために、GrillMate 2000の保証書には記載されていない点火スイッチの修理・交換を行うこととした。」(AICPA 1998, 2)

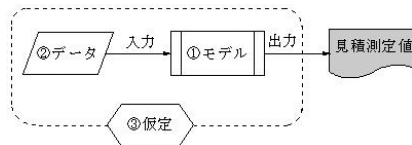
GAAPの下では、(この偶発事象が FASB 基準書第5号のパラグラフ8の定める規準を満たすとすれば)グリル社の経営者は偶発損失を見越計上することが要求される。この偶発損失は見積数値である。SAS 第57号で定義されているように、会計上の見積もり(accounting estimate)とは、財務諸表の要素、項目または勘定の近似値(approximation)である。会計上の見積もりは経営者が作成するものであって、主観的要因および客観的要因の両者に基づいている。AICPA (1998)では、「図2」に示したように、見積もりに関する次の三つのキーファクターを識別している。

- ① モデル——モデルとは、分析の対象となる状況を表現したものに他ならない。上記のグリル社

のケースでは、偶発損失額の見積もりに用いられるモデルは至って単純であり、返品が予想されるガス台数に1台あたりの修理費を乗じたものである。

- ② データ——データとは、モデルへのインプットであり、見積計算の基礎となるものである。グリル社のケースでは、ガス台の返品数と平均修理単価がデータである。
- ③ 仮定——仮定とは、経営者が期待している将来の状況や、経営者が予定している将来の行動に関して、何かを仮に認めることである。仮定はデータに関しても、モデルに関しても設定されることがある。グリル社のケースでは、経営者が保証書に含まれない修理を継続するか否かに関して仮定を置くことになる。この仮定は、モデルの構築方法（総ての返品を考慮するか、または加熱部品についてのみ考慮するか）に影響を及ぼす。また、この仮定は、モデルにインプットされるデータ（平均修理単価）にも影響を及ぼす。

図2 見積計算に関する三つのキーファクター



2 金融財の見積計算

以下では、SAS 第92号「監査ガイド」(AICPA 2001a)、SAS 第101号「ツールキット」(AICPA 2002)、ABV ガイドライン、USPAP 基準等に依拠しつつ、「図2」に示される公正価値の見積計算を具体的にみておきたい。

まず、「表3」を見られたい。これは、ブラックショールズのオプションプライシングモデル(Black-Scholes option pricing model)を用いた公正価値測定⁽²⁾とその監査方法を示したものである。ファイナンシャルエンジニアリングを援用した見積計算であるために、上記のグリル社のケースよりもかなり複雑化しているが、基本的な計算構造は「図2」の図式が同様に当てはまる。

表3 ブラックショールズモデルによる公正価値の見積計算とその監査方法

| |
|---|
| <p>① 意義</p> <p>ブラックショールズのオプション評価モデルは、オプション価格を見積もるための数学モデルである。このモデルは、公正価値の見積に以下の五つの変数を用いる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● オプションの権利行使日までの期間(time to expiration of the option; t) ● オプションの権利行使価格(exercise or strike price of the option; K) ● リスクフリーの金利(risk-free interest rate; r) ● 原証券の価格(price of the underlying stock; S) ● 原証券の価格のボラティリティ(volatility of the price of the underlying stock; σ) <p>② 用途</p> <p>ブラックショールズモデルは、オプション価格を見積もるための唯一のモデルではないが(モンテカルロシミュレーションや二項モデル等も挙げられる)、最もよく知られており最も広く用いられている。このモデルのコンピュータバージョンが広く利用されており、事実上、オプションをトレードするどのようなブローカーでも入手できる。</p> |
|---|

(2) デリバティブの公正価値に関する一般的な測定方法は、FASB (1998) のセクション3に収録されている「デリバティブのタイプに関する要約」でも取り上げられている。同要約の「第1部 評価概念と金利の期間構造」を参照されたい。

③ 重要な仮定

厳密には、ブラックショールズモデルは、配当のないヨーロピアンスタイルのオプション（オプションの買い手は権利行使日にもみオプションを行使できる）にもみ適用される。モデルを修正することにより、他の状況も扱うことができる。

このモデルで用いられている五つの変数のうち、最初の三つ（権利行使日までの期間、行使価格、およびリスクフリーの金利）は裏付けが容易である。第四の変数である原証券の価格も、当該証券が公開でトレードされているならば検証が容易であろう。当該証券が公開でトレードされていないならば、その価格を見積もる必要がある。

通常は、第五の変数である原証券のボラティリティが最も主観的であり、五つの変数の中でも見積りが難しい。

④ ボラティリティの詳細

価格のボラティリティは、釣り鐘型の曲線(bell-shaped curve)として描くことができる。釣り鐘型の曲線において、母集団の平均とメジアンは頂点にある。標準偏差が曲線の形状を表しており、正規分布の約68%は平均から±1の標準偏差の範囲内、95%は±2の標準偏差の範囲内、そして99.7%は±3の標準偏差の範囲内にある。標準偏差は二つの要因を表している。すなわち、データの分散の仕方と、任意の結果が指定された標準偏差の範囲内に入る確率を表している。標準偏差が大きくなるほど釣り鐘曲線は扁平になり、データの分散度も大きくなる。

ボラティリティとは証券価格の標準偏差を意味しており、通常は株価のパーセンテージで示される。例えば、XYZ社株式が\$40でトレードされ、そのボラティリティが20%であると仮定しよう。年度内にこの株式がトレードされる価格の範囲は、期間の約68%については、現在の価格の20%の範囲内に収まると予測される。すなわち、期間の約68%については、この株式は\$32から\$42の範囲でトレードされる。標準偏差を2倍にとると、期間の95%について、\$24から\$56の範囲でトレードされる。

年次のボラティリティは日次のボラティリティに修正することができる。ブラックショールズモデルでは、年次のボラティリティをトレーディング期間数の平方根で除することによって行う。1年には約256日の取引日（週末と休日を除く）があり、256の平方根は16である。年次のボラティリティを日次に変換するには、16で除すればよい。従って、年次のボラティリティが20%であるならば、日次のボラティリティは $20\% \div 16$ で求められ、1.25になる。1株当たり\$40でトレードされているXYZ社株式の場合、初日の標準偏差は\$0.50（ $40 \times 1.25\%$ ）である。初日のトレーディングが引けた時点では、約68%の確率で、株価が\$39.50から\$40.50の範囲内にある。

⑤ ブラックショールズモデルで計算した公正価値の監査方法

監査人は、五つの変数がストックオプションの見積りにどのような影響を及ぼすかを理解しなければならぬ。影響を纏めると次のようになる。

| 変数 | コール | | プット | |
|------------|-----|----------|-----|----------|
| | 変数が | オプション価格が | 変数が | オプション価格が |
| 権利行使日までの期間 | 増加 | 増加 | 増加 | 増加 |
| 権利行使価格 | 増加 | 減少 | 増加 | 増加 |
| リスクフリーの金利 | 増加 | 増加 | 増加 | 減少 |
| 原証券の価格 | 増加 | 増加 | 増加 | 減少 |
| ボラティリティ | 増加 | 増加 | 増加 | 増加 |

もし、ブラックショールズモデルに何らかの修正が加えられている場合には、変更点を理解しなければならぬ。また、変更点の基礎となる重要な仮定を識別しなければならぬ。

モデルに用いられている仮定の中で、客観的な証拠が存在するものについてテストを実施する。

株式が公開でトレードされていない場合、株価は見積もられることになる。従って、この場合には、こうした見積もりに用いられたプロセスと方法をテストしなければならない。見積値が適切に裏付けられるかを決定しなければならない。できれば、見積もられた株価を比較可能な企業と比較する。

設定されているボラティリティの合理性を評価する。原証券が公開でトレードされているならば、ボラティリティは当該証券の歴史的な株価変動と相関するはずである。すなわち、株価の約68%はメジアンから標準偏差一つ分の範囲に収まるはずである。監査人は、歴史的な株価変動を参照しつつ、ボラティリティに関する仮定の再計算を検討すべきである。原証券が公開でトレードされていない場合には、設定されているボラティリティを同一産業の他社と比較する方法がある。FASB 基準書第123号は、従業員ストックオプションの評価に用いたボラティリティの開示を企業に要求しているので、これらのディスクロージャーも情報源になるであろう。

ボラティリティの変化に対する公正価値の感応度を決定しなければならない。被監査会社に対してモデルによる再計算を実行するように要求し、他の総ての変数を一定にした状態でボラティリティレートのみを変化させてみる方法がある。これによって、ボラティリティの仮定に対する見積値の感応度を知ることができる。重要性の観点から、このテストの結果を評価する。例えば、ボラティリティの大きな変化が財務諸表に重要な影響を与えるものでなければ、監査人は監査リスクを受け入れ可能なレベルにまで引き下げることができ、他の監査上のテストを最小限にすることができる。

これらの監査手続の代替案として、監査人が適当と考える別なモデルや仮定を用いてオプション価格を再計算することもできる。

(出所) AICPA 2001a, par.6.29.

原証券の価格を S 、オプションの権利行使価格を K 、オプションの権利行使日までの期間を t 、リスクフリーの金利を r 、原証券の価格のボラティリティを σ とすると、オプション価格 C は(1.1)式で求められる(田尾2001, 72-79)。前掲の「図2」に当てはめるならば、この(1.1)式がモデルであり、(1.1)式で用いられている五つの変数 (S 、 K 、 t 、 r および σ) がデータである。そして、「表3」の「③重要な仮定」でも指摘されているように、このモデルとデータに関して仮定が置かれており、とりわけ σ に関する仮定が高い主観性を帯びる傾向にある。

$$C = SN(d + \sigma\sqrt{t}) - Ke^{-rt}N(d); \quad d = \frac{\log \frac{S}{K} + rt - \frac{\sigma^2 t}{2}}{\sigma\sqrt{t}} \quad (1.1)$$

なお、このブラックショールズモデルによるオプション価格 C は Microsoft Excel の関数機能を用いても計算することができる(田尾2001, 79)。具体的に示せば「図3」のようになり、セル B1 から B5 に入力した五つの変数データを用いて B6 で d を計算し、B7 でオプション価格 C を求めることができる。「表3」の「⑤ブラックショールズモデルで計算した公正価値の監査方法」で指摘されているように、監査人が σ の値のみを変化させてボラティリティの仮定に対する見積値の感応度を検証するような場合、ノートパソコンが有効な監査ツールとして役立つであろう。セル B5 の値 (σ の値)

のみを変化させれば、セル B7 の値（オプション価格）の変化の仕方（感応度）を確認することができる。「図3」を前掲の「図2」と対応させると、セル B1 から B5 がデータであり、セル B6 および B7 がモデルである。そして、データおよびモデルに関して仮定が設定される。

図3 スプレッドシートソフトウェアによるオプション価格の計算

| | A | B |
|---|------------------|--|
| 1 | 原証券の価格 | (Sのデータ) |
| 2 | オプションの権利行使価格 | (Kのデータ) |
| 3 | オプションの権利行使日までの期間 | (tのデータ) |
| 4 | リスクフリーの金利 | (rのデータ) |
| 5 | 原証券の価格のボラティリティ | (σのデータ) |
| 6 | dの計算 | $=(\text{LOG}(A1/A2)+A4*A3-A5^2*A3/2)/(A5*\text{SQRT}(A3))$ |
| 7 | オプション価格の計算 | $=A1*\text{NORMSDIST}(A6+A5*\text{SQRT}(A3))-A2*\text{EXP}(-A4*A3)*\text{NORMSDIST}(A6)$ |

3 無形財の見積計算

次に、無形財の見積計算を検討したい。本稿の冒頭で述べたように、AICPA による ABV の「職業および規制基準」(professional and regulatory standards)には、AICPA の職業基準および指針に加えて、USPAP の基準第 9 号および第10号が含まれている。基準第 9 号は評価の作成に関するものであり、第10号は評価の報告に関するものである。「表4」および「表5」は、それぞれ基準第 9 号および第10号の規定の一部を示したものである⁽³⁾。

表4 USPAP 基準第 9 号：企業評価——評価の作成——

| |
|---|
| <p>基準第 9 号：企業評価——評価の作成——</p> <p>企業または無形資産の評価(business or intangible asset appraisal)を行うに当たって、評価者は解くべき問題、その問題を解くために必要な作業範囲を識別するとともに、信頼しうる評価を行うのに必要な調査および分析のステップを完成させなければならない。</p> <p>基準ルール9-1 (この基準ルールには乖離が許されない拘束要件が含まれている。)</p> <p>企業または無形資産の評価を行うに当たって、評価者は次の各号を満足しなければならない。</p> <p>(a) 信頼しうる評価を行うために必要な承認された方法および手続き(recognized methods and procedures)を識別し、理解し、正確に適用しなければならない。</p> <p>コメント：経済と投資理論の変化と発展は、企業評価のプロフェッションに重要なインパクトを及ぼす。金融、証券規制、および税法と新たな主要判決は、企業評価実務に照応した変化をもたらすであろう。</p> <p style="text-align: center;">(以下省略)</p> |
|---|

(出所) Downloaded from <http://www.appraisalfoundation.org/html/USPAP2002/STANDARD%209.htm> on February 25, 2003.

(3) ここで取り上げているバージョンは USPAP の2002年版である。評価研究財団のウェブサイト(<http://www.appraisalfoundation.org>)からダウンロードできる。

表5 USPAP 基準第10号：企業評価——評価の報告——

基準第10号：企業評価——評価の報告——

企業または無形資産評価の結果を報告するに当たって、評価者は、誤解を与えないような方法で個々の分析、意見および結論を伝達しなければならない。

コメント：基準第10号は、基準第9号の下で作成された企業または無形資産評価の結果を伝達するに際して、報告書に要求される情報の内容とレベルを扱っている。基準書第10号は、企業または無形資産評価報告書のフォーム・フォーマット・スタイルを規定するものではなく、形式的なことは評価サービスの利用者および提供者のニーズが作用するものである。報告書の実質的な内容によってその準拠性が決定される。

基準ルール10-1（この基準ルールには乖離が許されない拘束要件が含まれている。）個々の書面または口頭による企業または無形資産の評価報告は、次の各号を満足しなければならない。

(a) 誤解を招かないような方法で明確かつ正確に評価を提示する。

(以下省略)

(出所) Downloaded from <http://www.appraisalfoundation.org/html/USPAP2002/STANDARD%2010.htm> on February 25, 2003.

USPAP 基準第9号および第10号は、企業または無形資産評価のフレームワークを示したものであり、評価方法（会計的には、公正価値の測定方法）についての詳細な記述は含まれない。「表4」の基準ルール9-1(a)で述べられている「承認された方法および手続き」(recognized methods and procedures)という表記にとどめている。変化の早い領域なので、計算技術的な部分は基準自体には含めないという考えであろう。

これに対して、AICPAのABVおよびSAS第101号「ツールキット」(AICPA 2002)では、評価方法(valuation approach)が具体的に示されている。現在一般的に使われている評価方法を整理したものと考えてよいであろう。AICPA (2002)の「付録I 公正価値を見積もるための評価方法」では、次のように述べられている⁽⁴⁾。

「資産、負債および企業(asset, liability and enterprise)の公正価値を決定する三つの方法は、コスト、マーケットおよびインカムアプローチ(cost, market and income approaches)である。実務上、多くの評価方法が用いられているが、それらの総ては、これらの三つの方法のヴァリエーションとして分類される。この付録では、三つの方法とそれらの基礎となっている重要な仮定を要約する。」(AICPA 2002, 28)

更に続けて、次のように述べられている。

「評価の専門家(valuation specialist)は、企業の価値(enterprise's value)を決定する際に一つ以上の方法を検討するのが一般的である。公正価値の決定は厳密な科学(exact science)ではないので、ある方法の結果を採択するに当たっては、一つまたは複数の他の方法の結果で裏付けをとるか、そうでなければそのような他の方法の結果を併用するのが一般的である。評価の専門家が複数の方法を考慮して

(4) AICPA (2002)の付録では、この引用文に見られるように、①コストアプローチ、②マーケットアプローチ、および③インカムアプローチで説明されているが、ABVのガイドラインでは、①インカムアプローチ、②マーケットアプローチ、③アセットアプローチ、および④複合アプローチで説明されている。また、ABVでは、オプションプライシング理論をインカムアプローチに含める形で位置づけている。このことから、ABVは、無形財のみでなく、金融財をも含めた評価技法の体系を指向していると考えられる。

適用したものの、一方の結果が他の結果と著しく異なっている場合、監査人は、公正価値測定に差異が生じた理由を企業が如何に調査したかを評価しなければならない。重要な差異があるということは、専門家または経営者が方法、方法の基礎となる仮定および計算をレビューすべきであったということを示している。」(AICPA 2002, 28-29)

このように、コスト、マーケットおよびインカムアプローチは、複数方法を併用するのが一般的であるという特徴がある⁽⁵⁾。上記引用文中の「公正価値の決定は厳密な科学ではない」という興味深い指摘に見られるように、常に一意的な解を決定できる性格のものではない。これに関連して、次のように述べられている。

「評価の専門家が本付録で議論されている三つの評価方法の一つまたは複数を適用していない場合、監査人はこれらの評価方法が適用されなかった理由を質問しなければならない。」(AICPA 2002, 29)

すなわち、USPAPの下では、評価の専門家は三つの方法(コスト、マーケットおよびインカム)の総てを考慮することが要求されており、一つまたは複数の方法を適用しない場合にはその理由を説明しなければならないとされている(AICPA 2002, 29)。

AICPA (2002)によると、これらの三つの評価方法は、それぞれ次のような特徴を持っている(AICPA 2002, 28-37)。

- ① コストアプローチ——コストアプローチの背後にある一般原理は、資産の取替原価または企業の純資産額を決定することで資産または企業を評価することである。
- ② マーケットアプローチ——マーケットアプローチは、例えば、持分証券の公正価値を決定する目的に用いられ、財務諸表数値および非財務諸表数値を用いた計量的計算を他企業と直接比較すること、第三者による当該企業への比較可能な持分証券投資を検証すること、または比較可能な企業の持分証券取引を検証すること等が行われる。マーケットアプローチは、類似した企業や比較可能な取引が然るべき公正価値を指示してくれるという考え方に基礎を置いている。
- ③ インカムアプローチ——インカムアプローチを支える主要な考え方は、将来の期待されるインカムやキャッシュフローから価値がもたらされるというものである。この考え方は、取替原価に焦点を置く①のコストアプローチや、現在の比較可能なデータを探し出そうとする②のマーケットアプローチとコントラストをなしている。インカムアプローチは、割引キャッシュフロー法(discounted cash flow method)および収益力資本還元法(capitalization-of-earnings method)を用いることで導入される。

本節では、見積計算の具体的なプロセスをみておくことが目的であるので、ここでは③のインカムアプローチを例に採って三つのキーファクターを確認しておきたい。インカムアプローチは、要するに、現在価値(Present Value; PV)を求める評価方法であって、PVは(1.2)式に示すように、リスク負担に見合う適切な金利で割り引いた、将来期待キャッシュフローの合計額に等しい。ここに、 CF_t は期間 t のキャッシュフローであり、 r は割引率である。

$$PV = \sum_{t=1}^T \frac{CF_t}{(1+r)^t} \quad (1.2)$$

前掲の「図2」と対応させると、この(1.2)式がモデルであり、(1.2)式で用いられている三つの変数(t , r , CF_t)がデータである。そして、モデルとデータに関して仮定が置かれる。評価の専門家

(5) この点は、金融財の評価と異なっている。例えば、「表3」および「図3」に示したブラックショールズモデルの代替的な方法としてゼロクーポン法(zero-coupon method)等も挙げられるが、SAS第92号「監査ガイド」には、複数方法の併用を求める記述はみられない。

がUSPAPの要件に従い三つの評価方法を比較検討した結果、所与の状況の下ではインカムアプローチこそが最も妥当であると判断したとするならば、そのこと自体がモデルに関する重要な仮定を構成するであろう。また、データに関しても、割引率 r の設定は主観性の高い仮定を伴うであろう。

なお、AICPA(2002)に、インカムアプローチに関して次のような記述があるので引用しておきたい。将来指向性にウェイトを置くインカムアプローチは、相対的に最もソフトな会計情報を出力する測定方法といえよう。

「インカムアプローチは将来指向的(future oriented)である。これは将来の経済的便益を現在価値に換算しようとするものであり、多くのソースから強力な概念的サポートを得ている。第一に、FASBの概念枠組みにおける資産の定義(…中略…)に準拠しており、第二に、将来の経済的便益への合理的な期待に価値を見出すファイナンスの文献にも準拠している。第三に、マーケットアプローチが利用できない場合には、マーケットアプローチの評価と概念的に同じことになる。市場価格は、相互に結びつきのない多数の売り手と買い手の均衡点を意味しているが、評価対象資産につき活発な市場が存在しない場合には、インカムアプローチが市場価格のシミュレーションになるであろう。」(AICPA 2002, 34)

4 要約

以上、本節では、「図2」の三つのキーファクターを中心として、ソフト会計情報の概念について考察してきた。最後に、要点をもう一度レビューしておきたい。

会計情報は、次のような場合にソフト(すなわち、主観的)になる(AICPA 1998, 3)。

- ① 会計情報が経営者の意図された行動に基づく場合。
- ② 会計情報が何らかの将来事象に基づく場合。
- ③ 会計情報が主として経営者の判断に基づき、客観的なソースによって容易に裏付けがとれない場合(例えば、現在価値計算で用いられる割引率)。

また、これらに加えて、測定方法の選択範囲に制度的な制約が無く、報告企業の判断で任意の測定方法——(1.1)式および(1.2)式で示されるようなモデルやそれらのヴァリエーション——を考案して適用することが認められている場合にも、会計情報はソフトになるであろう。

本節の検討から明らかなように、金融財および無形財の公正価値測定はこれらの諸要件を満たしており、ソフト会計情報の範疇で捉えなければならない。

③ ソフト会計情報に対する監査アプローチ

本節では、監査の実施手順に即して、ソフト会計情報に対する監査アプローチを検討することにした。具体的には次のようになる。

- ① ソフト会計情報に関する監査計画
- ② 監査証拠の収集および評価
- ③ 財務諸表の表示および開示

1 ソフト会計情報の監査計画

(1) 初期段階からの関与の必要性

AICPA(1998)は、監査の初期段階からソフト会計情報の存在を識別し、いわゆる「二重責任の原則」を徹底させることを強調している。この点に関しては、AICPA(1998)よりも後に公表された

SAS 第101号やその「ツールキット」(AICPA 2002)においても同様な指摘が見られる。現時点で最新の AICPA (2002)では、次のように述べられている。

「SAS 第101号は、公正価値の測定および開示に関して、とりわけ経営者と監査人の責任を定義している。」(AICPA 2002, par.6)

すなわち、SAS 第101号の下では、公正価値の測定および開示を行う経営者の責任と、公正価値の測定および開示が GAAP に準拠していることを評価する監査人の責任とを峻別することが要求されている。AICPA (1998)もこの考え方を一貫させようとしている⁽⁶⁾。

早い段階から監査人がソフト会計情報の存在に着目しなければならない理由は、以下の点にある(AICPA 1998, 9-10)。

- ① 見積もりのために必要なクオリティの高い情報を集めようとする、時間がかかること——監査人がソフト会計情報に「満足」するのは、クライアントが優れた計算プロセスを開発し、かつクオリティの高い基礎的諸仮定を設定していると確認できたときである。例えば、報告のデッドラインが迫った間にソフト会計情報が作成されたような場合、計算プロセスや仮定が雑になっているおそれがある。
- ② 見積もりを行う必要性について経営者の理解を得るには時間がかかること——クライアントの多くは、会計上のルールや、特定の状況で見積もりを行う要件について理解していない。このような問題のフォローには時間がかかる。
- ③ 監査報告書の発行期限が迫るほど、経営者は代替的な仮定の受入に頑なになる傾向があること——ソフト会計情報の基礎となっている仮定は主観的なものであり、同じ情報を与えられても、人によって仮定の設定の仕方が異なってくるものである。一般的に、監査報告書の発行期限が近づくほど、経営者は自らの仮定の設定の仕方に固執する傾向がある。仮定が既に当期純利益のような重要財務情報に関係してしまっているような場合には、経営者に代替的仮定の検討を促すことは困難である。

(2) ハイリスク領域の識別

ソフト会計情報は、その主観的な性格から虚偽表示に結び付きやすいので、一般的に監査上のハイリスク領域をなしている。一般的に、以下のような状況ではソフト会計情報が存在しており、監査リスクが高くなっている。監査計画において特別な注意を払う必要がある(AICPA 1998, 13-14)。

- ① 新しい会計基準の公表：ソフト会計情報は会計関係の文献でよく見られるようになっており、将来の会計基準もソフト会計情報を扱い続けると考えられる。新しい会計基準に精通し始めた場合には、経営者の所期の行動や将来事象に基づく認識・測定問題に注意しなければならない。
- ② 企業が新しい製品やサービスを提供する場合：新しい製品やサービスはソフト会計情報の基礎的諸仮定を変えてしまうことがある。
- ③ 企業が既存の製品やサービスを異なった顧客に提供する場合：顧客の変更もソフト会計情報の基礎的諸仮定を変えてしまうことがある。
- ④ 初度監査の場合：初度監査を行う際には、総てのソフト会計情報を識別しなければならない。
- ⑤ OCBOA(Other Comprehensive Basis of Accounting)で作成された財務諸表から GAAP で作成された財務諸表へ変更する場合：キャッシュおよびタックスベースの財務諸表には、GAAP ベース

(6) AICPA (1998)は、実際上の問題として、小会社監査(small business engagement)でこの点が不明確になりやすい傾向があることに言及している(AICPA 1998, 9)。しかしながら、クライアントに対する指導的機能によって、二重責任の原則を明確にすべきであるとしている。

の財務諸表と同じレベルのソフト会計情報は含まれない。

(3) 見積もりに関する内容の把握

ソフト会計情報に関係している領域を識別した段階で、クライアントが見積もりに必要な情報をどのように収集したかを確認しなければならない。監査人の関心事項は、クライアントの用いている情報は十分かつ目的適格的であるか、また情報のソースは信頼性を有するかという点にある。監査人は、経営者が見積もりに用いているモデルにも精通しなければならない。用いられているモデルが、基本的な状況を論理的かつ合理的に近似するものであるかが問われるであろう。監査人としては、クライアントが既に収集した情報や、それに基づいて構築したモデルから出発することになる(AICPA 1998, 14)。

(4) クライアントの支援

AICPA (1998)は、とりわけ小会社監査(small business audit)の実情を考慮しつつ、監査の指導的な機能が重要になるケースを想定している(AICPA 1998, 17-28)。次のような事項が検討されている。ただし、ここで誤解してはならないことは、監査人が作成者になってはならないということである。

⑤および⑥等にそのような配慮がうかがえる。

- ① 見積もりの必要性に関してクライアントを教育する。
- ② クライアントが見積もりのためにモデルを開発することを支援する。
- ③ クライアントが重要な仮定を識別することを支援する。
- ④ クライアントが重要な仮定を作成するのに必要な情報収集を支援する。
- ⑤ クライアントに仮定を作成させる。
- ⑥ クライアントが自らの仮定に基づいて見積値を計算することを支援する。

(5) その他の事項

その他の事項として、次の二つが指摘されている(AICPA 1998, 28)。

- ① 専門家の必要性：ある種のソフト会計情報は、評価の専門家が必要とするであろう。専門家の利用はSAS第73号で定められており、監査計画の段階で検討されなければならない。
- ② ソフト会計情報を裏付けるために必要な監査証拠の種類：監査計画の段階で、ソフト会計情報を裏付けるために必要な監査証拠の種類と量を検討しておく必要がある。このようなニーズは、監査の初期段階でクライアントと協議する。例えば、監査人がソフト会計情報に満足するために、キャッシュフロー予測や取締役会決議を必要とするならば、可能な限り早くクライアントに伝えるべきであろう。

(6) 要 約

計画段階の重要事項を纏めたものが「表6」である。

表6 計画段階の重要事項

- 監査人の責任とクライアントの責任との間に明確な線を引く。監査人が見積数値の測定を支援した場合、最終的にはクライアントが作成責任を負うということを周知させる。
- リスクの高い領域に集中する。レッドフラッグのリストを作成して、リスクの高そうな領域を識別する。
- クライアントが見積りの作成と裏付けについて何を行ったかを理解することから出発する。その理解に基づいて監査アプローチを組み立て、監査手続を設計する。
- 見積りやその基礎となる仮定の作成に監査人が積極的に関与してしまった状況では、特に注意を要する。
- 見積りを行う必要性につき、クライアントを教育する。
- 監査人が、単純化してスケールダウンしたモデルの開発を支援する形で、クライアントに協力する。
- 重要な仮定を識別する。見積結果のクオリティは基礎となる仮定に左右される。
- クライアントの情報収集を支援する。情報は目的適格的であり、信頼性があり、かつ十分であることを確認する。
- クライアントに仮定を作成させる。監査人が作成してはならない。
- 計算をテストする。計算にあまり多くの時間をかけるべきではなく、基礎となる仮定やモデルの妥当性に重点を置く。

(出所) AICPA 1998, 28-29.

2 監査証拠の収集および評価

(1) ソフト会計情報に関する監査証拠の性格

監査人の目的は、十分に必要監査証拠を入手し、財務諸表に関する意見表明の合理的基礎とすることである。過去の事象に基づく財務諸表アサーションについて監査証拠を入手することは至って簡単である。例えば、購入済みの棚卸資産を実査したり、過去の取引の詳細を確認したり、また、送り状、履行済みの契約または既に発生した事象に係る文書を検証すればよい(AICPA 1998, 31)。

これに対して、ソフト会計情報に基づく財務諸表アサーションは、将来事象や経営者の意図された行動に依存している点が異なっている。ソフト会計情報は将来指向的であるために、これを裏付ける監査証拠は、過去の取引を裏付ける監査証拠とは質的に異なっている(AICPA 1998, 31)。

以下では、ハード会計情報(すなわち、過去の取引に基づく会計情報)を裏付けるために通常用いられているような証拠が得られない状況において、ソフト会計情報の必要にして十分な監査証拠は何かを検討したい。ソフト会計情報に関して監査証拠を考察する際のポイントは次の二つである。

- ① 見積りの計算に用いたプロセス：見積りが誠実に行われていること、見積りが適切なモデルを用いて計算されていること、およびその時点で利用可能なベストの情報(評価に関する理論や学説を含む)に基づいていることが重要である。また、前節で検討した USPAP 等も関係してくるであろう。前節で述べたように、USPAP の下では、コスト、マーケットおよびインカムアプローチの総てを比較検討することが要求されているので、このような手順を適切に踏んでいるかを企業側のドキュメンテーションによって確認する必要がある。
- ② 仮定のクオリティ：見積りの重要な基礎となっている仮定、変化しやすい仮定、歴史的なパターンから乖離している仮定、主観的で虚偽表示や偏向につながりやすい仮定等に特に注意を払う必要がある。ある仮定が重要かどうかを判断するには、その仮定に関する感応度分析を行えばよい。これは、前掲の「表3」に示した方法と同じである。また、監査上、隠された仮定にも注意しなければならない。例えば、あるモデルが過去の歴史的パターンに基づいている場合、「過去の歴史は将来事象を正確に予測する」ということが組み込まれた(すなわち、隠された)仮定になっている。最後に、経営者が仮定の根拠としている情報の信頼性、仮定間の整合性、仮定と

経営計画の一貫性等が考慮されなければならない。

(2) 監査証拠の収集

ソフト会計情報に関する監査証拠の収集方法として、次の三つが挙げられている(AICPA 1998, 36-40)。

- ① 後発事象の利用：SAS 第57号によると、決算日以降に発生した事象および取引で、フィールドワークの終了前に発生したものは、ソフト会計情報の見積りに用いられたキーファクターや仮定の合理性に関して、強力な証拠を提供することがある。後発事象および取引は、見積値のリファインや、仮定の合理性の確認に用いることができる。ソフト会計情報の監査には不確実性が常につきまとうものであるが、後発事象および取引のレビューによって、そうした不確実性を受入可能なレベルにまで軽減できる場合がある。
- ② 許容範囲の設定：これは、監査人が合理的と考える範囲を設定する方法である。クライアントの見積値がこの範囲に収まれば、監査人はその見積値に納得できるであろう。この方法を有効にするには、設定される範囲が意味のあるものでなければならない。範囲を計算するプロセスは点を計算するプロセスよりも厳格であり、個々の仮定の影響を切り離すことができた場合に意味のある範囲が得られる。
- ③ 代替的方法を用いた確認：しばしば、ソフト会計情報の作成方法には複数の代替案がある。ブラックショールズモデルとゼロクーポン法、コスト、マーケットおよびインカムアプローチ等が例示されるであろう。二つまたはそれ以上の評価方法から得られた結果に重要な差異が見出される場合には、追加調査を実施する必要がある。逆に複数の方法から得られた結果の差異がマイナーであるか、または調整可能である場合には、このことが、ソフト会計情報を裏付ける監査証拠を構成するであろう。

(3) 特定なタイプの監査証拠の収集

会計において一般化しつつあるソフト会計情報は次の三つである。AICPA (1998)は、これらに関する監査証拠の収集を検討している(AICPA 1998, 40-66)。

- ① 経営者の能力および意図：経営者の将来計画と積極的な意図、およびその計画を実施に移す能力は、ほとんど総てのソフト会計情報の基礎となる重要な仮定である。経営者の意図および能力に関する監査証拠は、経営者への質問から得られる。
- ② 将来キャッシュフローの見積もり：過去からの条件的変化を加味しつつ、過去の業績と比較する方法に加えて、上で述べた後発事象の利用や許容範囲の設定も行われる。キャッシュフロー予測には、ボトムアップ法、トップダウン法およびパラレル推定法の三つがあり、この何れが用いられているかを理解することが監査証拠の収集に役立つであろう。
- ③ 公正価値の見積もり：公正価値の見積もりに関する監査証拠の収集は、第三者の開発したモデルによる見積値を用いている場合と、自社開発のモデルによる見積値を用いている場合で異なる。前者のケースでは、モデル、データおよび仮定が組織体の外部で管理されているので、SAS 第70号「サービス組織の取引処理に関する報告」およびSAS 第73号「専門家の利用」に依拠することになる。主たる問題になるのは後者のケースであるが、前節の「表3」でも示したように、この問題はAICPA (1998)以降に公表されたSAS 第92号「監査ガイド」(AICPA 2001a)やSAS 第101号「ツールキット」(AICPA 2002)等で詳細に検討されている。ポイントは、既に述べたように、見積値の計算に用いたプロセスと、仮定のクオリティに関連した監査証拠を収集することに

ある。換言するならば、前掲の「図2」に示した三つの要素——モデル、データおよび仮定——を裏付ける十分に必要の監査証拠を入手することに他ならない。

(4) 監査証拠の評価

AICPA (1998)は、監査証拠の評価について次のように述べている。

「監査証拠は説得力を有するもの(persuasive)でなければならないが、必ずしも反駁不能なほど強固なもの(irrefutable)である必要はないことを想起されたい。また、ソフト会計情報に基づく財務諸表金額の測定は、歴史的的事象に基づく金額の測定よりも正確さが劣ることも念頭に置かれたい。」(AICPA 1998, 66)

このように、見積値の測定には固有な不正確さが伴うので、監査証拠によってベストに支持される見積値と、財務諸表に実際に含まれる金額との間に一定の差異が見出されても、合理的と見なされる場合がある。

(5) 要 約

監査証拠の収集および評価に関する重要事項を纏めたものが「表7」である。

表7 監査証拠の収集・評価に関する重要事項

-
- 監査人は金額の合理性を評価することに慣れているが、見積もりやソフト会計情報に対しては、(少なくとも最初は)金額よりも見積もりに用いられたプロセスの信頼性や、基礎的諸仮定のクオリティに注意を傾ける必要がある。
 - 隠された仮定に注意しなければならない。「Xは去年と同じである」ということは、「Xは去年と同じであると仮定する」ということと同じ意味ではない。
 - 監査人の目標は、ある仮定が裏付け可能か否か、また見積もりの合理的な基礎を提供しているか否かを決定することである。
 - 後発事象は、見積もりに用いられている整合的な仮定にも、対立的な仮定にも重要な情報源となる。
 - 場合によっては、後発事象が発生するまで財務諸表の公表を遅らせ、重要な仮定の監査証拠を入手することも適切であろう。これを行う場合には注意を要する。
 - 許容範囲を設定しておく、見積もりの合理性判断に役立つ。個々の仮定の影響を取り除くと、最も意味のある許容範囲になる。
 - 将来のプランを実行に移す経営者の能力と意図は、重要な基礎的諸仮定である。経営者のプランオプションは同義ではない。
 - 経営者への質問は厳格に行う。反応を確認し、経理部以外にも目を向け、過去の行動を評価する。経営者が特定な方向のアクションを選択した経営上の理由を評価する。
 - 経営者がプランを遂行する能力は意図と同様に重要である。能力を評価しなければならない。
 - 将来キャッシュフローの見積もりを監査する際には、重要な仮定に注意を集中する。見積もりがトップダウン法、ボトムアップ法またはパラレル推定法の何れで行われたかを理解することで、重要な仮定や、それらの仮定を確認する監査証拠のソースを識別しやすくなるであろう。
-

(出所) AICPA 1998, 67-68.

3 財務諸表の表示および開示

財務諸表の表示および開示に関する重要事項を纏めたものが「表8」である。

表 8 財務諸表の表示・開示に関する重要事項

- 財務諸表開示は重要であるが、良い開示が悪い会計処理を繕うことはない。
- 開示は次のことに役立つ。
 - － 財務諸表利用者が財務諸表の正確さに関して抱く誤った認識を払拭すること。
 - － 財務諸表の金額を基礎づけている重要な仮定を財務諸表利用者に伝達すること。
- GAAP の要求していない開示を選択的に検討することで、財務諸表の誤解を防ぐことができる場合もある。次のような記述を含める。
 - － 見積値の限界に関する記述 (a「表 9」を参照)。
 - － 見積もりに用いたモデルに関する記述。
 - － 仮定の作成に用いた情報に関する記述。

(出所) AICPA 1998, 67-68.

表 9 見積値の限界に関する記述

金融商品の見積公正価値

金融商品の見積公正価値は、利用可能な市場情報と適切な評価技法に基づいて決定されたものである。しかしながら、市場データを解釈して公正価値の見積値を計算するには、重要な判断が不可避免的に伴う。従って、ここに表示されている見積値は、取引所の相場として実現される金額を必ずしも示すものではない。

(出所) AICPA 1998, 76.

4 結びに代えて

本稿では、ソフト会計情報の監査に関する基本的な枠組みについて検討した。AICPA による ABV の創設や、2003年 2月19日にリリースされた USPAP の「基準第 9 号および第10号の包括的な見直しに関するコンセプトペーパー」に見られるように、ソフト会計情報の評価とその監査は、これからも大きな進展が期待されるテーマである。

近年における AICPA, ISACA, VeriSign 社⁽⁷⁾, Appraisal Foundation 等の活発な活動を念頭に置くならば、次の三つの内容で研究を構成するのが妥当であると考えられる。

- ① 金融財の監査
- ② 無形財の監査
- ③ システムの監査

以上で検討してきた内容 (①および②) に対して、③は一見異質にみえるかもしれない。しかしながら、AICPA の SysTrust/WebTrust 業務は、情報システムの信頼性や、電子商取引の信頼性について保証を付与しようとするものであり、「情報資源」という無形資産に類似した概念を扱っている。企業のデータベースに蓄積された膨大な情報や、企業が安全に電子商取引を行いうるというノウハウは、現時点の会計的評価の対象には含まれていないが、競争戦略の観点からは知的資産として重要な意味を有するであろう。

(7) AICPA と共同で WebTrust 業務を開発していたが、現在は VeriSign の独自ブランドで電子商取引の保証業務を行っている。

【参考文献】

- American Institute of Certified Public Accountants (AICPA). 1988. SAS No.57: *Auditing Accounting Estimates*. New York, NY: AICPA.
- . 1997. *Codification of Statements on Auditing Standards, Numbers 1 to 82*. New York, NY: AICPA.
- . 1998. *Auditing Estimates and Other Soft Accounting Information*. New York, NY: AICPA
- . 2000. *SAS No. 92: Auditing Derivative Instruments, Hedging Activities, and Investments in Securities*. New York, NY: AICPA.
- . 2001a. *AICPA Audit Guide: Auditing Derivative Instruments, Hedging Activities, and Investments in Securities*, New Edition as of March 15, 2001. New York, NY: AICPA.
- . 2001b. *SAS No.95: Generally Accepted Auditing Standards*. New York, NY: AICPA.
- . 2002. *Auditing Fair Value Measurements and Disclosures: Allocations of the Purchase Price under FASB Statemnt of Financial Accounting Standards No.141, Business Combinations, and Tests of Impairmant under FASB Statements No.142, Goodill and Other Intangible Assets, and No.144, Accounting for the Impairment or Disposal of Long-lived Assets, A Toolkit for Auditors*. New York, NY: AICPA.
- . 2003. *SAS No.101: Auditing Fair Value Measurements and Disclosures*. New York, NY: AICPA.
- Financial Accounting Standards Board (FASB). 1998. *A Review of Statement 133, Accounting for Derivative Instruments and Hedging Activities*. Continuing Professional Education: Instructor's Manual. Norwalk, CT: FASB. (古賀・河崎翻訳代表, 2000. 『デリバティブ会計とヘッジ戦略』東洋経済新報社)
- Institute of Chartered Accountants in England and Wales (ICAEW). 1997. *Derivatives in a Corporate Environmnet: A Guide for Auditors*. London, UK: ICAEW.
- 家田明. 2001. 『リスク計量とプライシング』朝倉書店.
- 池田公司. 2002. 「デリバティブの監査」*会計162*(6): 98-109.
- 浦崎直浩. 2002. 『公正価値会計』森山書店.
- 木島正明・長山いづみ・近江義行. 1996. 『ファイナンス工学入門 第三部 数値計算法』日科技連.
- 古賀智敏. 1999. 『デリバティブ会計 (第2版)』森山書店.
- . 2002a. 「無形財会計の基本的枠組み」*会計学研究14*: 1-15.
- . 2002b. 「ブランドの評価とナレッジ型会計理論のゆくえ」*会計162*(1): 1-15.
- 小暮厚之. 1996. 『ファイナンスへの計量分析』朝倉書店.
- 田尾啓一. 2001. 『デリバティブと金融技術革新』中央経済社.
- 武田隆二. 2002a. 『会計学一般教程 (第5版)』中央経済社.
- . 2002b. 『最新財務諸表論 (第8版)』中央経済社.
- 森平爽一郎・小島祐. 1997. 『コンピュータショナルファイナンス』朝倉書店.